

中小企業信用保険法第2条第5項第2号の認定申請について

【対象となる中小企業者】

- ・ 川崎市内に事業実態のある事業所があること。
 - ・ 次の①・②いずれかの要件を満たしていること。
- ①（イ）国が指定する事業者と直接取引を行っており、総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該指定事業者が事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間（※1）の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること
- （ロ）国が指定する事業者と間接的な取引の連鎖の関係にあり、総取引規模に占める当該指定事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該指定事業者が事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間（※1）の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること
- （ハ）国が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、当該指定事業者の事業活動が制限を受けた後、原則として最近1か月間（※1）の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること
- ② 国が指定する金融機関に対する取引依存度が20%以上で、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること

【申請様式】

2-①-イ	事業活動の制限を行っている事業者と直接的に取引を行っている中小企業者
2-①-ロ	事業活動の制限を行っている事業者と間接的に取引を行っている中小企業者
2-①-ハ	事業活動に著しい支障が生じる地域に事業所を有する中小企業者
2-②	指定事業者が金融機関である中小企業者

※1 「最近1か月」とは、申請月の前月か前々月となります。

（例：4月申請の場合、「3月」または「2月」）

なお、事業の性質上等、やむを得ない事情により、前々月も未集計の場合には、前々月の前の月も可とします。（例：4月申請の場合、「1月」も可）

【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

<申請の際の注意点>

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 認定書の有効期間はありますが、認定日から30日以内に保証協会へ届くよう、お早めに金融機関へお申し込みください。
- ・ 窓口申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・ 受付時間は平日の8時30分～12時、13時～17時までとなります。審査・認定には時間がかかりますので、受付終了時間の30分前にはお越しください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：044-544-1846

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5 階（ＪＲ川崎駅・京急川崎駅下車）

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：044-812-1112

川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階（ＪＲ武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車）

提出書類チェックシート

	チェック欄	必要書類	書類概要
1	☒	提出書類チェックシート	この用紙
2	☐	認定申請書（2枚） 【押印不要】	本紙下部【様式確認表】にて申請書様式を御確認ください。 1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。 （様式は、市ホームページからダウンロードできます。）
3	☐	【要件①で申請する場合】 認定申請書の添付書類（1枚）	※認定申請書の様式に対応するものを使用してください。
4	☐	【要件①で申請する場合】 ① 最近1か月間の売上高が確認できる書類 ② 前年同期3か月間の売上高が確認できる書類 ・取引規模がわかる売上台帳等【写し】	下記のア～エのいずれか ア. 法人事業概況説明書の写し イ. 確定申告書の写し ウ. 月別残高試算表 エ. 売上元帳等の写し（販管費、売り先等の明細のない資料の場合は、 税理士又は会計士の記名押印 が必要）。 ※売上高の確認のため、客観的根拠となる資料を御用意ください。 <u>取引規模がわかる売上台帳等の写し</u>
		【要件②で申請する場合】 借入している全金融機関及び指定金融機関の借入金残高が確認できる書類【写し】	全ての金融機関からの総借入金残高及び国の指定金融機関からの借入金残高が確認できる書類 残高証明書、借入証書等 ※直近の借入金残高と前年同期の借入金残高が比較できるようにしてください。 なお、「直近」とは概ね申請前1か月以内です。 ※借入残高に手形割引は含みませんが、 <u>当座貸越は含みますので御注意ください。</u>
5	☐	（法人の場合） 履歴事項全部証明書 【原本または写し】	発行日から3か月以内のもの。 ※本店登記地または事業実態のある事業所が川崎市内であること。
6	☐	（個人の場合） 直近の確定申告書【写し】	前年の所得税確定申告書の写し（第一表のみで可） ※納税地・納税者名及び税務署受領の確認ができる必要があります。 <u>電子申告の場合、「受信通知」または「メール詳細」を添付してください。</u>
7	☐	（代理人申請の場合） 委任状【金融機関の場合押切印の押印必要】	代理人の本人確認ができる資料（社員証、免許証等）を御提示ください。 ※代理人（受任者）が金融機関の場合は押切印の押印が必要です。

【様式確認表】

申請書様式を御確認ください。

	申請書様式
事業活動の制限を行っている事業者と直接的に取引を行っている中小企業者	2-①-イ
事業活動の制限を行っている事業者と間接的に取引を行っている中小企業者	2-①-ロ
事業活動に著しい支障が生じる地域に事業所を有する中小企業者	2-①-ハ
指定事業者が金融機関である中小企業者	2-②

【川崎市ホームページ「セーフティネット2号」】

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000170497.html>

* 申請書等各種様式はこちらからダウンロードいただけます。

